

・事実の概要

Xら被告人3名は共謀の上、「自衛隊のイラク派遣反対」などと記載したビラを防衛庁(当時)立川宿舎各室玄関ドア新聞受けに投函する目的で、管理者および居住者の承諾を得ないで同宿舎内に立ち入った。

・判旨

立川宿舎の共用部分は、「居住用の建物である宿舎の各号棟の建物の一部であり、宿舎管理者の管理に係るものであるから、居住用の建物の一部として刑法 130 条にいう『人の看守する邸宅』に当たるもの」と解され、また、敷地は「各号棟の建物に接してその周辺に存在し、かつ、管理者が外部との境界に門塀等の囲障を設置することにより、これが各号棟の建物の付属地として建物利用のために供されるものであることを明示していると認められるから、上記部分は、『人の看守する邸宅』の囲によつて地として、邸宅侵入罪の客体となる。」

そして、「刑法 130 条前段にいう『侵入し』とは、他人の看守する邸宅等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいうものであるところ...被告人らの立ち入りがこれらの管理権者の意思に反するものであったことは、...明らかである。」

・検討

1. 判例の結論及び理由

本件は、共用部分・敷地は 130 条前段にいう「住居」「邸宅」「建造物」のいずれに当たるのかが争われた。

この点、本判決は各号棟の一階出入口から各室玄関前までの共用部分については、居住用の建物の一部であり、宿舎管理者の管理に係るものであること理由を挙げて「人の看守する邸宅」に当たるものとし、これを取り囲む敷地部分も同断としたわけである。

また、「侵入」の意義については、住居権者・管理権者の意思に反して立ち入ることをいうとして、住居権説に立つものと考えられる。そして、本件における住居権の所在については、共用部分・敷地が「邸宅」に当たることを前提に、管理者の意思を基準としている。

以上より、本判決は本件立ち入りについては、立川宿舎の共用部分・敷地という「人の看守する邸宅」への管理権者の意思に反する立ち入りであるとして、「侵入」に当たり、邸宅侵入罪(130 条前段)が成立するとした。

2. 私見

共用部分・敷地が 130 条前段のなにに当たるかについては見解が分かれている。この点に関し、本判決は「邸宅」に当たるとし、このことからただちに住居権の所在が管理者にあるとしているが、かかる結論は必ずしも論理必然ではない。

思うに、本罪の保護法益は事実上の占拠・支配に依拠し、集合住宅においても、一般に管理者の権限は居住者の権利にその基盤がある以上、居住者の意思をもって「侵入」に当たるかを判断しなければならない。

つまり、仮に共用部分・敷地が「邸宅」に当たるとしても、その住居権は、居住者の意思を基準とすべきであると考えられる。